

## 堺市公印規則の一部を改正する規則

堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表区長印の項管理責任者及び個数の欄中「。ただし、西区長印にあつては、西区役所総務課長(1)」を削り、同表室長印の項管理責任者及び個数の欄中「出納課長」を「会計課長」に改め、同表所長印の項管理責任者及び個数の欄中「子ども相談所長印」を「こども相談所長印」に、「子ども相談所次長」を「こども相談所次長」に改め、同表保健センター用保健所長印の項管理責任者及び個数の欄及び保健センター印の項管理責任者及び個数の欄中「西・南・北・美原保健センター」を「東・西・南・北・美原保健センター」に、「堺・中・東保健センター」を「堺・中保健センター」に改め、同表会計管理者印の項管理責任者及び個数の欄及び会計管理者印（副印）の項管理責任者及び個数の欄中「出納課長」を「会計課長」に改め、別表専用公印の表子ども青少年育成行政事務用市長印の項名称の欄中「子ども青少年育成行政事務用市長印」を「こども青少年育成行政事務用市長印」に改め、同項ひな形の欄中

「

子ども青少年育成
堺市
長印
行政事務用

」を「

こども青少年育成
堺市
長印
行政事務用

」に改め、同項使用区分の欄第3号を削り、同

欄第4号中「子ども青少年育成事業」を「こども青少年育成事業」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第5号中「子ども青少年育成部（子ども家庭課）」を「こども青少年育成部（こども家庭課）」に改め、同号を同欄第4号とし、同項管理責任者及び個数の欄中「子ども育成課長」を「こども育成課長」に改め、同表児童福祉行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号中「又は」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、同欄第2号中「子ども家庭課」を「こども家庭課」に改め、同項管理責任者及び個数の欄中「子ども家庭課長」を「こども家庭課長」に改め、同表こども園行政事務用市長印の項使用区分の欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

### (2) 乳児等通園支援事業の利用に関する契約書

別表専用公印の表子ども相談所行政事務用市長印の項名称の欄中「子ども相談所行政事務用市長印」を「こども相談所行政事務用市長印」に改め、同項ひな形の欄中

子ども相談所	を	こども相談所	に改め、同項使用区分の欄第5号中「又は」
堺市長印		堺市長印	
行政事務用		行政事務用	

の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、同欄第7号中「子ども相談所」を「こども相談所」に改め、同項管理責任者及び個数の欄中「子ども相談所次長」を「こども相談所次長」に改め、同表児童福祉行政事務用子ども相談所長印の項名称の欄中「児童福祉行政事務用子ども相談所長印」を「児童福祉行政事務用こども相談所長印」に改め、同項ひな形の欄中

児童福祉	を	児童福祉	に改め、同表産業振興行政事務用市長印の項
堺市子ども相談所長印		堺市こども相談所長印	
行政事務用		行政事務用	

管理責任者及び個数の欄中「産業企画課長」を「産業成長推進課長」に、「地域産業課長」を「地域産業創造課長」に改め、同表住宅行政事務用市長印の項使用区分の欄第4号を削り、同欄第5号中「指導に関する通知文書」を「指導に関する文書」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、同欄第11号中「助言」を「公表、助言」に、「又は管理計画に係る認定、報告の徴収、改善命令、認定の取消し若しくは証明」を「報告の徴収、立入検査、質問、命令の請求、登録、改善命令、登録の取消し、管理計画の認定若しくは証明、認定を受けた管理計画の変更の認定又は管理計画の認定の取消し」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第12号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「認可、命令」を「助言、指導、勧告、公表、報告の徴収、立入検査、質問、命令、認可」に、「勧告、助言、援助」を「援助、要請」に、「指導、指示、公表又は報告の徴収」を「又は指示」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄中第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同表開発建築指導行政事務用市長印の項使用区分の欄第15号を削り、同欄第16号中「指導に関する通知文書」を「指導に関する文書」に改め、同号を同欄第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）  
に基づく計画、認定又は取消しに関する通知文書、報告の徴収、改善命令、助言又は

指導に関する文書及び通知を行ったことの証明に関する文書

別表専用公印の表土木行政事務用市長印の項使用区分の欄第1号中「（自転車対策事務所を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同欄第15号中「文書」の次に「（堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）に基づく事務に係る文書を除く。）」を加え、同表自転車対策事務所行政事務用市長印の項を次のように改める。

自転車等放置 対策行政事務 用市長印	てん書 方20	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>自 転 車 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放 置 対 策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堺 市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">行 政 事 務 用</td> </tr> </table>	自 転 車 等		放 置 対 策		堺 市	市	長	印	行 政 事 務 用		(1) 堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づく事務に係る次に掲げる文書 ア 消防署に対する届出書、通知書及び報告書 イ 指定管理業務に係る承認に関する通知文書及び指定管理者に対する通知文書 ウ 道路又は公共施設の敷地内の占用又は使用に係る申請書、届出書及び協議書 エ 自転車等駐車場の工事又は維持管理に係る申込書、申請書及び電柱等の移設依頼書 オ 法務局に対する登記簿等の閲覧又は登記事項証明書等の交付の請求に関する文書 カ 立入検査等に係る職員証票又は放置自転車等の保管に係る通知若しくは公示に関する文書 (2) 自転車等駐車場の使用又は占用に係る許可、請求又は通知に関する文書 (3) 堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づく事務に係る照会又は回答に関する文書	自転車環境 整備課長 (1)
自 転 車 等														
放 置 対 策														
堺 市	市													
長	印													
行 政 事 務 用														

別表専用公印の表公園事務所公園事務用市長印の項使用区分の欄第2号イ中「対する通知文書」の次に「（泉ヶ丘公園事務所にあつては、霊園又は霊堂に係るものを除く。）」を加え、同表霊園霊堂行政事務用市長印の項使用区分の欄第2号を次のように改める。

- (2) 霊園又は霊堂の指定管理業務に係る承認に関する通知文書及び指定管理者に対する通知文書

別表専用公印の表個人番号カード事務等区長認印の項使用区分の欄第1号中「、住民基本台帳カード」を削り、同表国民健康保険被保険者等認印の項使用区分の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表保健福祉総合センター用市長印の項使用区分の欄第2号シ中「係る」の次に「申立て、」を加え、同欄第3号ウ中「又は通知」を「、通知又は証明」に改め、同号中ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 子育て世帯家事・育児訪問支援事業に係る承認又は通知に関する文書

別表専用公印の表保健センター用市長印の項使用区分の欄中第1号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 成年後見制度に係る申立て、調査又は通知に関する文書

別表専用公印の表保健センター用市長印の項管理責任者及び個数の欄及び精神手帳等認印の項管理責任者及び個数の欄中「西・南・北・美原保健センター」を「東・西・南・北・美原保健センター」に、「堺・中・東保健センター」を「堺・中保健センター」に改め、同表総務事務用消防長印の項管理責任者及び個数の欄中「消防局総務課参事」を「消防局人事課参事」に改め、同表小切手振出用会計管理者印の項管理責任者及び個数の欄中「出納課長」を「会計課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の表国民健康保険被保険者等認印の項使用区分の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定は、堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第7号）附則第1項ただし書の規則で定める日から施行する。